

基本施策 2-5 災害に強いまちづくりの推進

施策34

震災に対応した建築物等の誘導

■めざす姿(施策の目的)

所有者が主体的に建築物の耐震化に取り組むとともに、避難路沿道の塀の適正な維持管理が行われるなど、災害に強いまちづくりが進んでいます。

■現状と課題

住宅の所有者や、震災時に避難、救急・消火活動及び緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対する普及・啓発や、改修等に係る費用の助成などを行うことにより耐震化を進めていますが、いまだ耐震性を満たしていないものが多く残っているため、耐震化をより一層促進することが必要です。また、所有者がブロック塀等の適正な維持管理を行わない場合は、災害時に倒壊してしまうことが懸念されるため、避難時や緊急車両の通行時に障害となることのないよう、ブロック塀等の耐震化の促進も求められています。

■施策の方向性

●建築物やブロック塀等の耐震化がより一層図られるよう、普及・啓発活動を行うとともに、耐震化に必要なとなる費用の助成等を行います。



ブロック塀改修(施工前)



ブロック塀改修(施工後)

■指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
住宅耐震化率	91.9% (R2)	95.0%	民間住宅の総数に対する耐震性を有する住宅の割合です。
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率	95.3% (R2)	96.9%	特定緊急輸送道路に敷地が接している一定の高さを有する建築物の総数に対する耐震性を有する建築物の割合です。
ブロック塀等の耐震化件数	36件 (R2)	50件	耐震化を実施したブロック塀等の件数です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
建築物耐震化促進事業	自治会・町会を対象とした建築物の耐震化に関する説明会や専門家を交えた相談会など、普及・啓発活動を行うほか、建築物の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成する取組を行います。
ブロック塀等安全対策事業	ブロック塀等の所有者に適正な維持管理に係る普及・啓発活動を行うとともに、ブロック塀等の除却、建て替えなどの耐震化に要する費用の一部を助成する取組を行います。

■協働により推進したい取組

●建築物等の耐震化に係る意識啓発や耐震診断・耐震改修などに際しての支援に関すること。

■SDGsとの関連

